

平成 18 年度以降の教育課程：
1 年次における履修登録単位数の
上限設定について

1 年次における履修登録単位数の上限設定	1
履修科目の登録の上限設定に関するWG報告の概要	4

平成 17 年 5 月

北海道大学
総長室・教育改革室
教務委員会

平成 17 年 5 月 10 日

1 年次における履修登録単位数の上限設定について

総長室・教育改革室
G P A ・ 上 限 設 定 ・ 成 績 評 価 実 施 検 討 W G
座 長 安 藤 厚

平成 16 年 12 月 17 日の教務委員会において 平成 18 年度以降の教育課程について(最終報告) 及び 「秀」評価及び G P A 制度の実施について(報告) が了承されたのを受けて、平成 17 年 1 月、教育改革室の下に G P A ・ 上 限 設 定 ・ 成 績 評 価 実 施 検 討 W G が設けられ、G P A 制度・履修登録単位数の上限設定・成績評価基準の明示と厳格な成績評価の総合的運用について検討をはじめた。

このたび、平成 18 年度以降の教育課程について～最終報告以後の検討結果(最終まとめ) がまとまり、平成 18 年度以降の教育課程における実行教育課程表等の作成を依頼する運びとなったので、第 1 年次に履修登録単位数の上限設定の制度を導入することについて、当面の方針を示し、平成 18 年度以降の教育課程と併せて、各学部に検討を依頼することとした。

平成 18 年度学部入学生より、1 年次 1 学期及び 2 学期に履修する科目の登録単位数に上限を設定する。

これに伴い、平成 18 年度以降の教育課程における実行教育課程表の作成にあたっては、1 年次における必修科目の指定を厳選し、進級要件を適切に設定する。

上記の方針に基づき、各学部に検討を要請する。

1. 履修科目登録の上限設定の目的

- 1) 授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保する工夫によって、単位の実質化をはかり、卒業時の学生の学力の質を確保する。
- 2) 学生の学力の多様化に対応して、成績不振の学生には、履修科目を絞り込み、少ない科目に集中して取り組むよう指導する一方、成績優秀な学生には、履修登録単位数の上限を高めて、幅広い学習を奨励し、教育効果を高める。

2. これまでの経緯

- 1) 平成 11 年に学校教育法等の一部改正により 3 年次卒業及び履修科目の登録単位の上限設定等が規定化された。本学では、平成 12 年度に教務委員会・履修科目の登録の上限設定

最終まとめ【資料2】

に関するWGで検討し、その報告に基づき、北海道大学通則を改正し関係の条項を加えた【参考資料】。

- 2) 本学の中期目標・中期計画には「学士課程においては、各学期ごとに、学生各自の履修科目登録における単位数の上限を設定することについて、学部単位ごとに検討し、成案が得られた学部から逐次実施する。」と記されている。
- 3) 平成18年度以降の教育課程について（最終報告）でも「少なくとも第1年次にこの制度を導入することについては、基本的に理解が得られたと判断できるので、各学部の意見に留意しつつ、実施に向けて検討に入ることとする。」とされている。

3. 平成18年度に向けて、当面の検討課題

履修科目登録の上限設定及び早期卒業の制度は、各学部の学士課程の根幹に係る問題であり、教育改革室及び各学部でさらに慎重に検討する必要がある。

一方、平成18年度以降の教育課程の実施及びGPA制度の本格利用に向けて、授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保する仕組みの整備が緊急の課題となっている。

- * CALL英語は、自学自習のみによる学習を想定している。初習理科パイロット授業でも、予習・復習を含めた授業の実質化が重要と認識されている。GPA制度においては、「1 Semester（半年）に最低12単位、最高18単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的」とされている。

以上を勘案して、平成18年度以降の教育課程における実行教育課程表の作成にあたっては、1年次1学期及び2学期に履修する科目の登録単位数に上限を設定することが可能となるよう、1年次に開講される全学教育科目及び専門科目における必修科目の指定を厳選し、進級要件を適切に設定することについて、各学部に具体的な検討を要請する。

4. 平成18年度における上限設定の骨格

- 1) 単位の实質化の制度上の枠組みを確認するため、大学設置基準に則って、予習・復習を含む教室内外での学習45時間で1単位とすることを、本学の規程に明文化することを検討する。
 - * 15週45時間で1単位の学習は、1週3時間に相当するので、各学期20単位の学習は1週60時間の学習を必要とする。単位制度を実質的に運用するなら、各学期20単位・1週60時間程度の学習が上限と考えられる。
 - * 上記の基準を設定する場合、各授業科目の単位数を点検し、必要なら、実情に合わせて改訂することも考えられる。
 - * 上記の基準に沿って単位の实質化をはかるためには、授業担当教員が学生の予習・復習を含む学習全体を適切にコントロールする仕組みを整備することも必要となる。

最終まとめ【資料2】

- * 授業時間の設定については、年4学期制の導入、1講時90分・1日5講時の設定の見直し等さまざまな提案がある。上記の基準を設定し、上限設定を行うことによって、それらについても検討する基盤が形成されることが考えられる。
- 2) 平成18年度学部入学生より、1年次1学期及び2学期に履修する科目の登録単位数に上限を設定するにあたって、上限単位数は20単位が適当と考えられる。各学部には、これを基本として、各学部の実情に応じた検討を要請する。
- 3) 第1学期に所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、第2学期に上記の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる(北海道大学通則第17条の3の2項)。
- 4) 上記の上限には、1年次に開講される科目(教養科目、基礎科目、日本語科目及び日本事情に関する科目、専門科目、教職科目、国際交流科目)のうち、各学部において卒業に必要な単位数に算入できるすべての科目が含まれる(他学部履修、再履修の科目を含む)。
 - * 本学在学中に他大学で履修する科目の単位数は、上記の上限に含まれる。
 - * 以下の場合には、上記の上限には含まれない。
 - 教員免許状や各種資格を得るための履修等で、卒業に必要な単位数に算入できない科目
 - 通常の授業期間以外の時期に開講される集中講義等
 - 本学あるいは本学以外の大学等(短期大学、高等専門学校を含む。)において、本学入学(編入学を含む。)以前に修得し、各学部において既修得単位として認定された単位
 - 本学在学中に留学先の大学等で修得し、各学部において認定された単位

5. 今後の検討課題

- 1) 履修科目登録の上限設定に係る教務情報システム及び窓口事務の問題は、教育改革室、全学教育委員会及び教務課で早急に検討する。
- 2) GPA制度及び履修登録単位数の上限設定との整合性を考慮すると、「評価せず」は廃止し、一定の期間内に履修登録の取消しができる制度を導入するのが適当と考えられる。履修登録取消し制度については、平成18年度からどのようなかたちで導入が可能か、教育改革室、全学教育委員会及び教務課で早急に検討する。
- 3) 「第1学期に所定の単位を優れた成績をもって修得した」と認定する基準については、平成17年度第1学期のGPAのデータ等も参照して、今後さらに検討する。
- 4) 上限設定の単位数については、運用状況を点検し、平成19年度以降も改善をはかる。
- 5) 2年次以上における履修科目登録の上限設定及び早期卒業については、教育改革室及び各学部でさらに検討する。

履修科目の登録の上限設定に関するWG報告（平成12年6月）の概要

1. ワーキンググループの設置及び検討の経緯

- ・平成11年に学校教育法等の一部改正，3年次卒業及び単位の上限設定等の規定化
- ・平成12年4月に教務委員会のもとにWGを設置
- ・平成12年6月教務委員会にWGでの検討結果の報告
- ・報告書をもとに教務委員会で審議，各学部にアンケート方式による意見聴取
- ・教務委員会で審議，「本学通則に大学設置基準の規定の趣旨を定め，単位数等具体的な事項は学部で検討する」ことが承認

北海道大学通則（抜粋）

第17条の3（履修科目登録の上限）学部は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため卒業要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 学部は，その定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第33条の2（早期卒業）医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部総合薬学科及び獣医学部獣医学科を除き本学に3年以上在学した者で，卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められた学生に対しては，前条第1項の規定にかかわらず，当該学部の定めるところにより，教授会の議を経て，学部長が卒業を認定することができる。

2. 報告の骨子

1) 履修科目登録の上限について

学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は，1年間に40単位，1学期に20単位とするのが適当である。

2) 3年以上の在学で大学の卒業を認める例外措置について

3年次修了での卒業認定にあたっては，次のような段階を踏む方式が考えられる。

3年次卒業の申請は1年次修了の時点で受け付ける。

当該学生が1年次の所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められるときは，2年次以後，上限を超えて履修科目の登録を認める。

1年次修了時点での審査は全学教育科目の成績評価が中心となるので，その基準は全学的に同一であることが望ましい。特に，優れた成績であることを客観的に明らかにするためには，それらの成績が相対評価を基準としていることが望ましい。

2年次各学期末に審査をし，適否を判定することがあってもよい。

3年次前半学期修了の時点で審査をし，適否を判定する。

3年次前半学期修了の時の審査は，各学部が，評価・判定の基準を定め，審査過程等を明らかにすることが必要である。

3年次修了時点で卒業の要件として修得すべき単位を修得し，かつ，当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められるときは卒業を認める。

3. 具体の検討内容

1) 過度の履修登録について

- ・実行教育課程表に基づき，各学期均一に履修することができるとした場合，1学年で32～38単位，1学期で16～19単位で済むはずであるが，実際にはどの学部の学生も平均し

最終まとめ【資料2】

て1学期に履修登録する単位数が20単位以下のところはなく、最低必要単位数に対して、8～14単位も多く履修登録をしている。

- ・学部一貫教育になってからは、全学教育の必要単位数が減っているにもかかわらず登録単位数がほとんどの学部で上回っている。これは、多くの学部で1年次に専門教育を開講していることが履修登録単位数を増やす一因になっている。

2) 履修単位数の上限について

- ・審議会答申において「各大学は、それぞれの卒業要件単位数を考慮して履修科目登録できる単位数の上限を定めることとなるが、3年間で卒業に必要な単位数を修得できるような上限では単位制度の実質化につながらないということに留意する必要がある。」とあることから明らかのように

(1学期の履修の上限単位数) < (卒業に必要な単位数) ÷ 6 となる。

- ・現行規定に従うならば、各学部の学期当たりの上限単位数は次の値を超えて設定することはできない(平成17年度入学者の卒業要件単位数による場合)。

各学期の上限	卒業に必要な単位数	該当学部(学科)
20単位	124～126単位	教育学部, 経済学部, 理学部, 医学部(保健学科), 水産学部
21単位	127～132単位	文学部, 工学部(応用理工系学科), 農学部
22単位	133～138単位	法学部, 工学部(機械知能工学科, 環境社会工学科)
23単位	139～144単位	工学部(情報エレクトロニクス学科)
24単位	145～150単位	薬学部

- ・もし、上限単位数を全学共通の値とするのであれば、卒業に必要な単位数を最も低く124単位にあわせて、

(1学期の履修の上限単位数) < $124 \div 6 = 20.66$

となり、1学期の履修の上限単位数は20単位となる。

- ・単位制度の趣旨を考えれば、1学期に登録できる履修科目の単位数は原則として20単位までとする。ただし、経過措置として卒業に必要な単位数が130単位を超える場合には、最大24単位までとすることができる。
- ・大学設置基準には、履修の登録の上限は「卒業の要件として学生が修得すべき単位数」について定めることとしている。また、審議会答申でも「登録単位数の上限を設ける対象となる履修科目は、卒業単位数に組み込み得る授業科目に限ることとするのが適当である。」としており、教員免許状や各種資格を得るための履修等は、履修科目の登録制限の例外として扱うことが可能である。

3) 履修科目単位数の登録上限設定の実施について

- ・現行のカリキュラムでは、多くの学部でいずれかの学期で20単位を超えないと卒業に必要な授業科目の修得が不可能であり、その意味では直ちに履修制限の制度の導入は困難といえる。
- ・平成13年度から導入のコアカリに合わせて、全学教育実行教育課程表の作成に当たっては、専門教育も含めた履修科目単位数の上限設定のことが十分に配慮されることが期待される。
- ・履修制限の制度においては、制限内で所定の単位を優れた成績をもって修得した学生に対しては、次の学期に上限を超えて履修科目の登録を認める必要があることから、この制

最終まとめ【資料2】

度の実施には学修の成果に係る基準の設定が必要である。

- ・ この制度が実施されると、学生は今まで以上に空き時間ができることとなるので、自習室を確保するなど教育環境の整備にも留意する必要がある。
- ・ 個々の学生に対して履修指導を行う指導教員を置くことも重要である。

4) 早期卒業の制度について

- ・ 3年卒業の認定の基準(学修の成果に係る評価の基準その他)を、定め公表する。「学修の成果に係る評価の基準」が定められていること。その上でこれに則った「3年次卒業の認定の基準」を策定すべきである。
- ・ 以下の4つの要件を満たす者に対し早期卒業を認めるものとする。
 - 3年次卒業の認定基準を定め公表する。
 - 1年間又は1学期の履修科目登録単位数の上限を定め、適切に運用する。
 - 卒業の要件たる単位を優秀な成績で修得する。
 - 当該学生が3年次卒業を希望する。

5) 学修の成果に係る評価の基準について

- ・ 履修科目登録の上限設定下においては、全優またはそれに近い成績をもって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとする。特に1年次の全学教育の成績評価については、単に当該学生の成績評価を審査するだけでなく、当該成績の授業科目の履修者数、優・良・可等の取得者実数をも参照して判定することが必要である。

6) 既修得単位の取り扱いについて

- ・ 既修得単位を登録上限の枠外とする。
- ・ 早期卒業の場合には、既修得単位を同様に扱って良いかどうかは、なお検討を要する。これを卒業の要件たる単位に組み込んだ場合、果たして「優秀な成績で修得」したことを認定できるかどうかという問題がある。早期卒業を望む場合には、既修得単位の認定を受けないようにすべきか。なお後考を俟つ。

(2005年4月、GPA・上限設定・成績評価実施検討WG作成)